

議会用

令和 7 年安曇野市議会 12 月定例会 追加提案説明書

—目次—

| | |
|-----------------|----|
| 議案第 136 号 | 1 |
| 議案第 137 号 | 2 |
| 議案第 138 号 | 3 |
| 議案第 139 号 | 4 |
| 議案第 140 号 | 7 |
| 議案第 141 号 | 8 |
| 議案第 142 号 | 10 |
| 議案第 143 号 | 11 |

議案第 136 号

安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

本条例改正は、令和 7 年 8 月の人事院勧告に基づき、常勤の特別職の職員及び議会の議員の期末手当の支給割合を 0.05 月分引き上げるものです。

第 1 条は、令和 7 年 12 月に支給する常勤の特別職の職員及び議会の議員の期末手当の支給割合を 0.05 月分引き上げ、年間支給割合を 3.50 月分に改正するものです。

第 2 条は、令和 8 年度以降に支給する常勤の特別職の職員及び議会の議員の期末手当の支給割合について、6 月期と 12 月期の支給割合とともに 1.75 月分に改正するものです。

この改正により、令和 7 年度、令和 8 年度以降の期末手当の年間支給割合は、いずれも 3.50 月分となります。

附則ですが、第 1 条の規定による令和 7 年 12 月の期末手当の支給割合については公布の日から施行し、令和 7 年 12 月 1 日から適用します。

第 2 条の規定による令和 8 年度以降の期末手当の支給割合については令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 137 号

安曇野市一般職の職員の給与に関する条例及び安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

本条例改正は、令和 7 年 8 月の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給料月額、期末・勤勉手当の支給割合、通勤手当の額及び特定任期付職員の給料月額、期末・勤勉手当の支給割合を引き上げる改正を行うものです。

第 1 条は、12 月に支給する一般職の職員の期末・勤勉手当の支給割合を 0.05 月分引き上げるものです。

また、給料表の改定ですが、平均改定率は全体で 3.3%、初任給は大卒で 12,000 円、高卒で 12,300 円を引き上げ、若年層に重点を置いた給料表の改定を行うとともに、自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、200 円から 7,100 円までの幅で引き上げるものです。

第 2 条は、令和 8 年度以降に支給する一般職の職員の期末・勤勉手当の支給割合を定めるための改正を行い、自動車等使用者に対する通勤手当について、上限を 66,400 円とした新たな距離区分を規則で定めるための改正を行うものです。

第 3 条は、特定任期付職員の給料表の 1 号俸を 392,000 円から 405,000 円に、2 号俸を 440,000 円から 455,000 円に、3 号俸を 492,000 円から 508,000 円に引き上げ、期末・勤勉手当の支給割合を 0.05 月分引き上げる改正を行うものです。

第 4 条は、令和 8 年度以降に支給する特定任期付職員の期末・勤勉手当の支給割合を定めるための改正を行うものです。

附則ですが、本改正は、公布の日から施行し、第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

また、第 1 条に規定する給与改定及び第 3 条に規定する特定任期付き職員の給料表の改定については令和 7 年 4 月 1 日から適用します。

説明は以上です。

議案第 138 号

安曇野市会計年度任用職員の給料等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

本条例改正は、令和 7 年 8 月の人事院勧告に基づく、安曇野市一般職の職員の給与に関する条例の改正に係る、会計年度任用職員の給料表を改定するものです。

附則ですが、本改正は、公布の日から施行し、経過措置に掲げるもの以外において令和 7 年 4 月 1 日から適用します。

説明は以上です。

議案第 139 号

令和 7 年度 安曇野市一般会計補正予算（第 5 号）

(補正予算の要旨)

今回の補正予算は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 5,400 万円を追加し、補正後の予算額を 539 億 3,400 万円とするものです。

人事院勧告に基づく人件費、令和 8 年 1 月 18 日執行の安曇野市長選挙に係る経費、国の物価高騰対策として子育て世帯への給付に必要な経費等について、追加の予算をお願いするものです。

議案書により説明します。

3 ページの「第 1 表 岁入歳出予算補正」の歳入となります。

(事項別明細書は予算説明書の 11 ページからとなります。)

15 款 国庫支出金は、3 億 328 万 4 千円の増額です。

2 項 国庫補助金で、「個人番号カード交付事務費補助金」(291 万円) の増額、「物価高対応子育て応援手当支給事業補助金（国経済対策）」(3 億 37 万 4 千円) の増額です。

19 款 繰入金は、2 億 5,071 万 6 千円の増額です。

2 項 基金繰入金で、全額「財政調整基金繰入金」の増額です。

以上が歳入の概要です。

議案書の 4 ページ「第 1 表 岁入歳出予算補正」の歳出になります。

(事項別明細書は予算説明書の 13 ページからとなります。)

2 款 総務費は、1 億 3,044 万 3 千円の増額です。

1 項 総務管理費で、4,819 万 7 千円の増額です。全額、人事院勧告に基づく人件費の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 17 ページからとなります。)

2 項 徴税費で、587 万 3 千円の増額です。全額、人事院勧告に基づく人件費の増額です。

3 項 戸籍住民基本台帳費で、601 万円の増額です。人事院勧告に基づく人件費の増額及びマイナンバーカード交付・更新に係るオンライン窓口業務の委託費用として、全額「戸籍住民基本台帳管理費」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 19 ページからとなります。)

4 項 選挙費で、6,962 万 3 千円の増額です。人事院勧告に基づく人件費の増額及び令和 8 年 1 月 18 日執行の安曇野市長選挙に係る経費として「市長選挙費」(6,885 万 3 千円) の計上です。

(事項別明細書は予算説明書の 21 ページからとなります。)

6 項 監査委員費で、(74 万円) の増額です。全額、人事院勧告に基づく人件費の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 23 ページからとなります。)

3 款 民生費は、3 億 6,349 万 1 千円) の増額です。

1 項 社会福祉費で、784 万 6 千円の増額です。全額、人事院勧告に基づく人件費の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 25 ページからとなります。)

2 項 児童福祉費で、3 億 5,466 万 5 千円の増額です。人事院勧告に基づく人件費の増額及び国の物価高騰対策として子育て世帯に対し、子ども 1 人あたり 2 万円を給付する「物価高対応給付金支給事業（国経済対策）」(3 億 37 万 4 千円) の計上です。

(事項別明細書は予算説明書の 29 ページからとなります。)

3 項 生活保護費で、98 万円の増額です。全額、人事院勧告に基づく人件費の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 31 ページからとなります。)

4 款 衛生費は 1,421 万 3 千円の増額です。

1 項 保健衛生費で、1,401 万 9 千円の増額です。全額、人事院勧告に基づく人件費の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 33 ページからとなります。)

2 項 清掃費で、19 万 4 千円の増額です。全額、人事院勧告に基づく人件費の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 35 ページからとなります。)

5 款 労働費は、1 万円の増額です。

1 項 労働費で、全額、人事院勧告に基づく人件費の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 37 ページからとなります。)

6 款 農林水産業費は、505 万 7 千円の増額です。

1 項 農業費で、273 万円の増額です。全額、人事院勧告に基づく人件費の増額です。

2 項 林業費で、150 万 7 千円の増額です。全額、人事院勧告に基づく人件費の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 39 ページからとなります。)

3 項 耕地費で、82 万円の増額です。全額、人事院勧告に基づく人件費の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 41 ページからとなります。)

7 款 商工費は、179 万 9 千円の増額です。

1 項 商工費で、全額、人事院勧告に基づく人件費の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 43 ページからとなります。)

8款 土木費は、792 万 7 千円の増額です。

1 項 土木管理費で、664 万円の増額です。全額、人事院勧告に基づく人件費の増額です。

2 項 道路橋梁費で、128 万 7 千円の増額です。全額、人事院勧告に基づく人件費の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 47 ページからとなります。)

9款 消防費は、97 万 8 千円の増額です。

1 項 消防費で、全額、人事院勧告に基づく人件費の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 49 ページからとなります。)

10款 教育費は、3,008 万 2 千円の増額です。

1 項 教育総務費で、933 万 6 千円の増額です。全額、人事院勧告に基づく人件費の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 51 ページからとなります。)

2 項 小学校費で、519 万 6 千円の増額です。全額、人事院勧告に基づく人件費の増額です。

3 項 中学校費で、363 万 8 千円の増額です。全額、人事院勧告に基づく人件費の増額です。

4 項 幼稚園費で、30 万円の増額です。全額、人事院勧告に基づく人件費の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 53 ページからとなります。)

5 項 社会教育費で、1,141 万 1 千円の増額です。全額、人事院勧告に基づく人件費の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 59 ページからとなります。)

6 項 保健体育費で、20 万 1 千円の増額です。全額、人事院勧告に基づく人件費の増額です。

一般会計全体における職員給与関係の補正内容については、予算書 61 ページからの「給与費明細書」をご覧ください。

以上が歳出の概要です。

説明は、以上です。

議案第 140 号

令和 7 年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 151 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 94 億 6,714 万 8 千円とする。

2 項 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算補正」による。

「第 1 表 嶸入歳出予算補正」の歳入からご説明します。

（事項別明細書は 9 ページからとなります。）

6 款 繰入金 1 項 他会計繰入金は、151 万円の増額です。令和 7 年の人事院勧告に準拠し、会計年度任用職員の人事費を増額改定することに伴い、関係する歳出（特別会計を運営するための事務経費、保健事業費）に係る一般会計からの繰入金の増額を計上するものです。歳出の 1 款 総務費の一般管理費、4 款の保健事業費に財源充当します。

続きまして、歳出についてご説明します。

（事項別明細書は 11 ページからとなります。）

1 款 総務費 1 項 総務管理費は、119 万 9 千円の増額です。特別会計を運営するための事務経費で、人事院勧告に準拠し、会計年度任用職員の報酬、職員手当等、旅費を令和 7 年 4 月に遡及して増額するものです。

4 款 保健事業費 1 項 保健事業費 13 万 2 千円の増額、2 項 特定健康診査等事業費 17 万 9 千円の増額で、それぞれ人事院勧告に準拠し、会計年度任用職員の報酬、職員手当等を令和 7 年 4 月に遡及して増額するものです。

説明は、以上です。

議案第 141 号

令和 7 年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,364 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 104 億 5,655 万 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

「第 1 表 歳入歳出予算の補正」の歳入から、主なものについて説明します。
(事項別明細書は 9 ページからとなります。)

3 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金は、補正額 31 万 1 千円の増額です。令和 7 年の人事院勧告に準拠し、職員及び会計年度任用職員の人事費を増額改定することに伴い、関係する歳出事業(一般介護予防事業費、認知症総合支援事業費及び地域包括ケア総務費)に係る国庫補助金を増額するものです。

4 款 支払基金交付金 1 項 支払基金交付金は、補正額 4 万 8 千円の増額です。人事院勧告に準拠し、会計年度任用職員の人事費を増額改定することに伴い、一般介護予防事業費に係る支払基金交付金を増額するものです。

5 款 県支出金 2 項 県補助金は、補正額 15 万 5 千円の増額です。人事院勧告に準拠し、会計年度任用職員の人事費を増額改定することに伴い、関係する歳出事業(一般介護予防事業費、認知症総合支援事業費及び地域包括ケア総務費)に係る県補助金を増額するものです。

8 款 繰入金 補正額は、285 万円の増額です。

1 項 一般会計繰入金は、補正額 264 万 6 千円の増額です。人事院勧告に準拠し、会計年度任用職員の人事費を増額改定することに伴い、関係する歳出事業(認定調査費、一般介護予防事業費、認知症総合支援事業費及び地域包括ケア総務費)に係る一般会計繰入金を増額するものです。

2 項 基金繰入金は、20 万 4 千円の増額です。人事院勧告に準拠し、会計年度任用職員の人事費を増額改定することに伴い、関係する歳出事業(一般介護予防事業費、認知症総合支援事業費及び地域包括ケア総務費)に係る基金繰入金を増額するものです。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。
(事項別明細書は 11 ページからとなります。)

1款 総務費 3項 介護認定審査会費は、249万1千円の増額です。人事院勧告に準拠し、会計年度任用職員の報酬、職員手当等、旅費を令和7年4月に遡及して増額するものです。

3款 地域支援事業 補正額は87万3千円の増額です。

1項 介護予防事業は、18万円の増額です。人事院勧告に準拠し、会計年度任用職員の報酬、職員手当等を令和7年4月に遡及して増額するものです。

2項 介護予防・日常生活支援総合事業は、69万3千円の増額です。人事院勧告に準拠し、会計年度任用職員の職員手当等を、また、職員の給料、職員手当等、共済費及び負担金補助及び交付金を令和7年4月に遡及して増額するものです。

説明は、以上です。

議案第 142 号

令和 7 年度安曇野市水道事業会計補正予算（第 3 号）

第 1 条 令和 7 年度安曇野市水道事業会計の補正予算 第 3 号は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度安曇野市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第 1 款 水道事業費用 160 万 2 千円の増額

第 3 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（1）職員給与費 103 万 9 千円の増額

次に、補正予算書によりご説明します。

9、10 ページをご覧下さい。

収益的収入及び支出の、支出。

1 款水道事業費用 1 項営業費用 2 目配水及び給水費を 143 万 2 千円、4 目総係費を 17 万円それぞれ増額するものです。

増額の理由は、令和 7 年人事院勧告に基づき人件費を補正するものです。

説明は、以上です。

議案第 143 号

令和 6 年度（債務負担行為）三郷堆肥センター解体工事変更請負契約について

令和 6 年 12 月 20 日に議決を得た令和 6 年度（債務負担行為）三郷堆肥センター解体工事請負契約について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年安曇野市条例第 48 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 令和 6 年度（債務負担行為）三郷堆肥センター解体工事 |
| 2 契約金額 | 変更前 424,600,000 円 変更後 438,680,000 円 |
| 3 契約の相手方 | 長野県安曇野市豊科 5861 番地 2 猿田建設株式会社 代表取締役 猿田 真由美 |

説明は、以上です。